

# 請求に必要な書類①

①、②、④の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金	葬祭料	未支給給付 (医療費医療手当)
①請求書	○	○	○	○	○	○(※1)
②受診証明書	○					○
③領収書等	○					○
④診断書		○	○			
⑤死亡診断書 死体検案書等				○	○	
⑥埋葬許可証等					○	
⑦接種済証、 母子手帳等	○	○	○	○	○	○
⑧診療録等	○	○	○	○	○	○
⑨住民票		○		○		○
⑩戸籍謄本、 保険証等		○		○		○
⑪その他				○(※2)		○(※2)

※1 未支給給付の請求に当たっては、未支給給付請求書に加えて、医療費医療手当請求書も作成・提出する必要があります。

※2 その他:請求者が死亡した方と内縁関係にあった場合、その事実に関する当事者双方の父母等の証明書など

## 請求に必要な書類②

項目	内容
③領収書等	医療機関、薬局等が発行した支払明細書などの医療費を負担した金額が分かるもの
⑥埋葬許可証等	請求者が死亡した方について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類(葬儀会社の領収書、葬祭礼状を含む。)
⑧診療録等	<p>&lt;医療費・医療手当、未支給給付&gt;            疾病の発症年月日及びその症状を証する医師の作成した書類(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)            ※アナフィラキシー等の即時型アレルギーに係る請求は様式6-1-1(厚生労働省ホームページでダウンロードできます。)に代えることができる。ただし、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限る。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は請求することができない。</p> <p>&lt;障害児養育年金・障害年金&gt;            次の事項を証明することができる医師が作成した診断書(診療録、サマリー、検査結果報告、写真等を含む)            ・障害児・者が予防接種法施行令別表第1、第2に定める障害の状態に該当するに至った年月日            ・ワクチン接種を受けたことにより障害の状態になったこと</p> <p>&lt;死亡一時金・葬祭費&gt;            ワクチン接種を受けたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した書類(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)</p>
⑨住民票	<p>&lt;障害児養育年金&gt;            障害児の属する世帯全員の住民票の写し</p> <p>&lt;死亡一時金&gt;            請求者が配偶者以外の場合は、死亡した方の死亡の当時その方と同一生計であったことを明らかにすることができる住民票等の書類</p> <p>&lt;未支給給付&gt;            死亡した方の死亡の当時その方と同一生計であったことを明らかにすることができる住民票等の書類</p>
⑩戸籍謄本、保険証等	<p>&lt;障害児養育年金&gt;            障害児を養育することを明らかにすることができる書類</p> <p>&lt;死亡一時金、未支給給付&gt;            請求者と死亡した方との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等</p>